

【令和7年度 事業計画書】

I 基本方針

鹿児島市地域包括支援センターは、鹿児島市との「地域包括支援センター業務委託契約」等に基づき、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を維持できるよう公正・中立な機関として、各日常生活圏域の地域性を考慮し、地域住民や関係機関・団体、民間企業、行政等と連携を図りながら、高齢者やその家族等の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とします。

尚、事業の実施にあたっては次の点に留意し事業を遂行します。

- ① 鹿児島市と協働のもと、公正・中立に事業を行います。
- ② 援護を要する高齢者やその家族からの相談とその対応を誠実にを行います。
- ③ 地域ニーズに基づき地域の実情・課題などを把握し、その解決や支援に向け、行政機関、介護支援専門員、民生委員など関係機関と連携を図り事業を行います。
- ④ 各職種にかかわらず全員が地域包括支援センター職員として協働し、地域の身近な相談機関を目指し事業を行います。
- ⑤ 高齢者の尊厳を保持し、人格を尊重した支援を行います。
- ⑥ 個人情報の保護に関する法律等に基づき情報管理を行います。

II 令和7年度における強化する取組

1 認知症対策・権利擁護の推進

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現するため、地域における交流や見守り支援などを行うボランティア団体「チームオレンジ」の設置をさらに進めるとともに、認知症の人とその家族の意見を鹿児島市が策定する認知症オレンジシティ推進計画へ反映するため同市が実施する聞き取り調査への協力や本人ミーティング・家族交流会等を実施します。

2 社会参加支援の推進

要支援者等の自立支援及び重度化防止を目的としてリハビリテーション提供体制の充実や通いの場等への社会参加を促進するため、鹿児島市と連携し、令和5年度モデル事業を踏まえ、社会参加支援を強化した短期集中運動型サービスモデル事業への参加勧奨及びケアマネジメントのほか、利用者の希望に沿った通いの場等の情報提供を実施します。

Ⅲ 具体的な事業方針

1 包括的支援事業(地域支援事業)

(1) 総合相談支援業務

日常生活圏域内の虚弱高齢者等の相談を受け、心身の状況、その居宅における生活の実態その他必要な情報の把握に努め、必要に応じ、保健医療福祉等の総合的な情報の提供、関係機関等と連絡・調整を行い包括的・継続的に支援します。

- ① 日常生活圏域内の関係機関等と連携し、その高齢者等の情報が円滑に把握でき、包括的・継続的に支援が行われるよう、地域内のネットワークを構築・活用します。
- ② 電話・来所・家庭訪問等による相談の中で、相談者の状況の実態把握を行い、介護保険サービスや福祉サービス、その他社会資源の情報提供・関係機関との連絡調整を行うなど、緊急時等の対応を含め必要に応じて関係機関による支援を行います。
- ③ 支援を必要とする高齢者やその家族等に対し、適切な支援、継続的な見守り体制の構築、課題の早期発見と防止のために、民生委員や介護支援専門員等との連携を図ります。
- ④ 地域ネットワークから上がってくる虚弱高齢者等の情報に対し、介護予防事業等の紹介を適宜行い、必要に応じ介護保険サービスやその他社会資源の紹介や利用までの支援を行います。
- ⑤ 地域住民や関係機関・関連団体等へパンフレットの配布や様々な情報を発信し、相談窓口の周知に努めます。
- ⑥ 地域に積極的に出向き、地域の社会資源やニーズの把握に努めます。
- ⑦ 複雑化・複合化した支援ニーズに対して、障害分野や児童福祉分野など他分野と連携を図りながら重層的支援体制整備事業における相談支援を実施し、支援ニーズと地域資源のマッチングに努めます。
- ⑧ 利用者の利便性の向上を図るため、地域包括支援センターのホームページ上に、相談依頼電子フォームを作成するとともに、周知・広報に努めます。

(2) 高齢者の権利擁護・虐待防止と早期発見に関する業務

日常生活圏域内のネットワークを構築・活用し、高齢者の権利擁護に努めます。また高齢者虐待の早期発見・予防に努め、通報を受けた場合あるいは発見した場合は鹿児島市と協働し対応します。

- ① 総合相談支援業務上、特に権利擁護の観点から支援が必要と判断したケースについて、専門的な相談窓口への適切な紹介や連携、カンファレンス

開催等の支援を行います。

- ② 多問題家族の事例や、各種困難な事例に関しては、その高齢者等を取り巻く関係者等との連携を図り、支援を行います。
- ③ 虐待と想定されるケースについては、鹿児島市への早期通報を支援し、早期対応に繋がるよう、適切な支援を行います。
- ④ 成年後見制度や鹿児島市成年後見制度利用支援事業、高齢者の権利擁護や虐待防止に関する情報など、鹿児島市と協働し関係者等への啓発を行います。
- ⑤ 権利擁護を要する高齢者への対応について、民生委員をはじめ、関係機関と連携を取りながら適切な支援に努めます。
- ⑥ 高齢者虐待の発生要因を分析し、再発防止に取り組むため高齢者虐待対応や事例検討会等の研修を実施します。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

日常生活圏域内の居宅介護支援事業所、サービス事業所、医療機関等や地域における各種支援者・支援団体等と協働し、高齢者とその家族等を中心としたネットワークが円滑に機能するよう努めます。

また、包括的・継続的ケアマネジメントを実践するための環境整備（地域づくり）を効果的に実施します。

- ① 日常生活圏域内の介護支援専門員等との連携を図り、情報の交換及び共有を行い、更に介護支援専門員間の連携が深まるよう支援します。
- ② 日常生活圏域内の居宅介護(介護予防)サービス事業所等との連携を図り、情報の交換及び共有を行い、サービス事業所同士の連携が深まるよう支援します。
- ③ 介護支援専門員が構築したネットワークや、各日常生活圏域内において構築されたネットワークと協働し、高齢者、その家族あるいは関係者が有効に活用できるよう支援します。
- ④ 日常生活圏域内の介護支援専門員が日常的に抱える困難事例や民生委員が関わる接近困難事例等に対し、個別相談支援や関係者を集めたカンファレンスを開催し必要に応じた支援を行います。
- ⑤ 介護保険に関する検討会を開催し、他団体と協議する場をつくります。
- ⑥ 地域ケア会議を通じた個別ケースの支援やネットワークの構築及び地域課題の抽出や地域づくり・資源開発を行います。
- ⑦ 地域ケア推進会議において緊急性、実行可能性等を考慮し、地域や地域課題を焦点化し、地域課題の検討を行う「地域ケア分科会議」を設置し、課題解決に努めます。
- ⑧ 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築するため、入退院支援ル

ールへの対応をはじめ、医療機関や介護サービス事業所等との連携に努めます。

(4) 介護予防ケアマネジメント業務

日常生活圏域内の虚弱高齢者が要支援・要介護状態になることを予防するため、その高齢者の疾病、心身の状況、生活状況、本人を取り巻く様々な環境等、本人の心身機能や活動及び参加に影響を及ぼしている要因を把握し、鹿児島市と連携して社会参加や地域での生きがい活動等の機会を通じて介護予防を推進します。

- ① 鹿児島市が行う「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」により得られた情報をもとに、地域ケア会議を活用した個別支援を行うことで社会参加や生きがい活動といった介護予防を推進します。
- ② 地域で行われる様々な活動に参加し、疾病予防や介護予防等の周知を図ります。

2 介護予防支援

(1) 第1号介護予防支援

日常生活圏域内の事業対象者に対し、適切な介護予防サービスが提供されるよう介護予防ケアプランの作成及び評価を行い、要支援者が地域においてできる限り自立した生活を営むことができるよう支援します。

- ① 総合相談支援業務により把握した情報をもとに、対象者へ電話及び訪問等によるアセスメントを行います。
- ② 介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービスの利用希望及びその必要性があった場合は、総合事業の利用までの流れに基づき支援します。
- ③ アセスメントに基づき、介護予防・日常生活支援総合事業その他社会資源活用も含めた介護予防ケアプランを作成し、サービス事業所等との調整に当たります。
- ④ 利用者の事業実施状況を適宜モニタリングし、サービス事業所等より実施前後の目標達成度や利用者の心身の状態変化等に関する報告を受けます。
- ⑤ 利用者の給付管理業務を行います。
- ⑥ 一定期間後、予防型事業者等の報告も加味し、利用者の状態を再度アセスメントし、評価を行います。また必要に応じ介護予防ケアプランを変更します。

(2) 指定介護予防支援(予防給付)

日常生活圏域内の要支援認定者に対し、適切な介護予防サービスが提供されるよう介護予防ケアプランの作成及び評価を行い、要支援認定者が地域においてできる限り自立した生活を営むことができるよう支援します。

- ① 指定介護予防支援の業務については、(1)第1号介護予防支援の①～⑥と同様
- ⑦ 介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所に対し、介護予防プランに係る助言等を通じて指定事業所の介護予防支援に係る資質向上に努めます。

3 鹿児島市別途委託事業

(1) 訪問型個別支援サービス事業

要支援者及び事業対象者のうち、通所型サービスの利用が困難な閉じこもり、認知症、うつ等の支援が必要な高齢者に対し訪問による個別支援を行います。

- ① 通所型サービスの利用が困難な閉じこもり、認知症、うつ等の恐れのある高齢者に対して保健師等が居宅を訪問し、精神的支援や相談対応、各種指導、通所型サービスへの参加の勧奨等を行います。
- ② 個別支援計画を作成し、計画的・効果的に支援、評価を行います。

(2) 認知症地域支援推進員等設置事業

共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づいて、医療機関や介護サービス事業所及び地域の支援機関をつなぐための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員及び嘱託医を配置し、医療と介護の連携強化や地域における支援体制の構築を図ります。

- ① 認知症地域支援推進員と嘱託医を配置します。同推進員は関係者と連携しながら②～⑨までの事業を推進します。
- ② 適時適切な医療、介護等のサービスが受けられるように、関係機関との連携体制構築を図り認知症初期集中支援推進事業等を推進します。
- ③ 認知症初期集中支援推進事業等を通して、市医師会や認知症サポート医及び認知症疾患医療センターの専門医等とのネットワークの形成に努めます。

- ④ 認知症講演会等や17日常生活圏域ごとに配置する鹿児島市地域包括支援センター(以下「各センター」という。)との連携を通して、認知症ケアパスの普及、活用に努めます。
- ⑤ 認知症月間・世界アルツハイマー月間に合わせたイベントを市と連携して開催するとともに、認知症の人やその家族の声を発信するリーフレットを活用し、認知症に関する周知・広報に努めます。
- ⑥ 各センターやチームオレンジコーディネーター、生活支援コーディネーターと連携しながら、認知症の人及びその家族を地域で支えるやさしい地域づくりを推進するため、認知症カフェの設立支援・普及や認知症等見守りメイト業務、認知症サポーター養成講座等を実施し、相談支援や支援体制の構築に努めます。
- ⑦ 医療従事者及び施設職員向け認知症事例検討会や多職種研修会、各センターからの相談等により、認知症対応力向上の推進に努めます。
- ⑧ 認知症についての正しい知識や接し方等の講義及び参加者の交流などを内容とした認知症介護教室を開催します。
- ⑨ 認知症の人や地域からの情報収集、マッチングなどにより、社会参加活動の推進に努めます。
- ⑩ 地域におけるレクリエーション活動団体等と協力し、認知症の人と家族への一体的支援に努めます。
- ⑪ 認知症の人が集い、自分たちのより良い暮らしや地域のあり方を一緒に語り合う本人ミーティングを開催します。
- ⑫ 介護負担の軽減や交流を目的とした家族交流会を開催します。
- ⑬ クイズ形式で認知症の学習等を行う「かごしま市認知症おうえんナビ」の周知、広報に努めます。

(3) 認知症初期集中支援推進事業

認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症の人やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チーム(以下「支援チーム」という。)を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制の充実を図ります。

- ① 関係機関への支援チームに関する普及啓発に努めます。
- ② 訪問支援対象者を把握し、本人及び家族の情報収集を行います。
- ③ 初回訪問により、認知症の包括的観察や評価、認知症に関する正しい知識の情報提供等により支援を行います。
- ④ 専門医を含めたチーム員会議を開催し、支援方針及び支援内容を検討します。定例開催については、認知症地域支援推進員が中心となり、支援チーム員の資質向上にも努めます。

- ⑤ 認知症地域支援推進員及び鹿児島市と連携し、支援チームの役割や機能について周知や協力依頼を認知症サポート医へ行い、地域の医療機関等の関係機関・団体との連携を図ります。
- ⑥ 事業終了後、各センターへの引継ぎ後のモニタリングにより、医療及び介護サービスの利用状況の確認を行います。
- ⑦ チーム専門医の情報共有のための連絡会研修会を開催します。

(4) 認知症等見守りメイト活動等に関する業務

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを推進するため、認知症の人への対応について学んだ「認知症等見守りメイト（ボランティア）」を養成し、認知症と思われる高齢者等の見守りや家族への支援を行います。

- ① 認知症等見守りメイト養成講座を開催するとともに、同講座の周知・広報に努めます。
- ② 認知症等見守りメイト養成講座の開催については、認知症等見守りメイト分布等の地域の実情やニーズにあわせて開催場所の検討を行います。
- ③ 認知症等見守りメイト活動利用についての周知・広報を図ります。
- ④ 認知症等見守りメイトの活動内容の確認及び活動への支援を行います。
- ⑤ 認知症等見守りメイト連絡会・研修会を開催します。

(5) 認知症サポーター養成講座業務

誰もが安心して暮らせる地域づくりをめざして、認知症について正しい知識をもち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成します。

- ① 市民向け公開講座及び市民グループ向け講座を開催します。
- ② キャラバン・メイトの自主講座の開催に向けた対応を行います。
- ③ 講座に使用する教材等の管理や発注を行います。
- ④ キャラバン・メイトの研修及び連絡会を開催します。
- ⑤ 認知症サポーター養成講座の周知・広報に努めます。

(6) 認知症介護教室

認知症介護教室を実施することにより、本人や家族への支援を行う体制を整備し、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを推進します。

- ① 認知症についての正しい知識や接し方等の講義及び家族等の介護の不

安や負担を軽減するための参加者の交流などを内容とした認知症介護教室を年4回開催します。

- ② 認知症等見守りメイト等ボランティアと連携します。
- ③ 認知症介護教室についての周知・広報に努めます。

(7) チームオレンジ設置運営支援事業

共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づいて、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるように、認知症の人とその家族及び鹿児島市の指定する講座を修了したサポーター等が一体となって、地域における交流や見守り支援などを行う「チームオレンジ」の設置運営を支援します。

- ① チームオレンジコーディネーターを配置します。同コーディネーターは、認知症地域支援推進員等と連携しながら②～⑤までの事業を推進します。
- ② 認知症等見守りメイト及び認知症サポーター養成講座においてチームオレンジの概要及び全体スケジュール、ステップアップ講座の案内を行います。
- ③ 認知症地域支援推進員、生活支援コーディネーターと連携し、認知症カフェ、支え合い活動団体、お達者クラブ等の団体、地域住民と連携を図りチームオレンジ設立支援を行います。
- ④ チームオレンジ連絡会の開催、ステップアップ講座の開催、活動の手引きの説明、登録申請手続きの補助、のぼり旗や活動協力費の支給や活動のサポート等を行い、運営を支援します。
- ⑤ チームオレンジの運営に対し、他団体や周辺事業者との連携調整、周知広報等を行います。

(8) 生活支援体制整備事業

高齢者の方が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、生活支援の担い手の養成やサービスの開発を行います。

- ① 生活支援コーディネーターを配置します。同コーディネーターは認知症地域支援推進員等と連携しながら②～⑧までの事業を推進します。
- ② 市域及び各日常生活圏域において介護予防や生活支援サービスを提供する団体等で構成する協議会を開催します。
- ③ 協議会、地域ケア分科会議、各センター等と連携し、地域のニーズと資源の把握に努め、必要に応じて資源開発（及び開発に向けた協議）、担い手の実施勧奨等を行うとともに、把握した資源等の周知広報を行い、地域

ニーズとのマッチングに取り組みます。

- ④ 協議会や各センター等と連携し、地域支えあい出前講座の実施等により、地域において住民主体の取組の重要性を啓発し、生活支援サービスの担い手の養成(第2層協議体(地域支えあい座談会)の設立支援や支えあい活動従事者研修の開催を含む)等に取り組みます。
- ⑤ 支えあい活動実施団体の活動確認や相談対応等を通して必要な助言を行うとともに、補助申請や実績報告のサポート及び書類の受付、予備審査等を行います。
- ⑥ 他自治体の先進事例の把握に努め、鹿児島市への報告や必要に応じた取組の提案を行います。
- ⑦ 支えあい活動補助金説明会を開催し、支援実施団体をサポートします。
- ⑧ 短期集中運動型サービスモデル事業において、市と連携し、生活支援コーディネーターが把握した、健康づくりや交流を行うサークル活動などの地域資源情報を利用者に提供し、個々の希望に応じた高齢者の社会参加を促進します。

(9) 心をつなぐ訪問給食利用者調査・再調査事業

「鹿児島市心をつなぐ訪問給食事業」の利用希望者及び現利用者に対し、必要な調査をすることにより、本事業の対象者の選別や配食回数等の利用調整を行い、公平で円滑な事業の実施を支援します。

- ① この調査を行うことで得られる利用者情報等により実態把握、総合相談支援等、通常業務との連動を図ります。
- ② 独居高齢者や高齢者二世帯等の利用者が多い中、本事業は安否確認を目的としたサービスであることから、民生委員等と適切な連携を図り、地域の支援につなげられるよう努めます。
- ③ 要介護者等の利用者については、介護支援専門員等から適切に情報の提供を受け、必要に応じた支援を行います。

4 その他

(1) 各センターによる日常生活圏域における取組

- ① 地域支援事業や予防給付業務等により把握した日常生活圏域内の高齢者に係る地域の課題やニーズ等に対し、各センターとして可能な範囲でそのニーズに沿うことができるよう、業務・対応等を検討し、実施します。
- ② 日常生活圏域において、圏域を超えるニーズ等を把握した場合は、各センター間で連携し支援策等を検討します。
- ③ 各センターの取組内容について法人全体で共有します。

